

第 41 回 芝樋ノ爪及び芝 4・5 丁目地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和 6 年 3 月 5 日（火）午前 10 時～11 時 55 分

(2) 場所

芝公民館 講座室

(3) 出欠者（会員数 17 名）

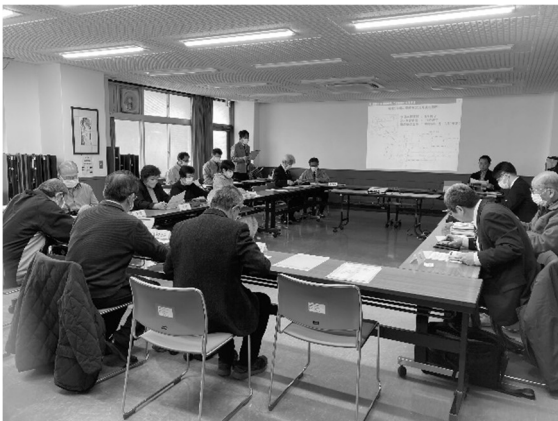
- ・会 員：10 名（欠席者 7 名）
- ・：川口市 7 名、(株)首都圏総合計画研究所 2 名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 川口市からの情報提供
 - (1) 主要区画道路 6・7 号整備の進捗状況
 - (2) 主要区画道路 6 号残地の整備予定
 - (3) 当地区の交通規制のあり方
 - (4) 狭あい道路について
- 3) その他
- 4) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・資料 1：川口市からの情報提供



▲説明および意見交換の様子



▲説明および意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：の発言)

1) 開会

会長より、開会の挨拶。

2) 川口市からの情報提供

より「資料1：川口市からの情報提供」について説明。

各報告事項について、以下のとおり意見交換を行った。

【(1) 主要区画道路 6・7 号整備の進捗状況】

○：主要区画道路 6 号の湾曲部は、今後どのように活用されるのか。

→：当該部分は、廃道とする予定である。廃道後は、払い下げ、民地となる予定である。

【(2) 主要区画道路 6 号残地整備のあり方】

○：主要区画道路 6 号残地の名称について、なぜ「小径」という漢字を用いたのか。

→：これまでの意見交換を踏まえ、一般的に幅が狭い道に呼称される「小径」を用いた。

○：低木およびグランドカバーについて、色とりどりの種類を選定されている。良い場所として整備されることを期待している。

○：タイムの花は白く咲くのか。

→：咲いた花はピンク色に近い色となる。

○：井戸は、どの程度掘るのか。また、飲み水としても利用できるのか。

→：防災井戸として活用する予定のため、有事の際に利用することを想定している。ただし、日常時に、低木やグランドカバーの水やりに使用することも可能としたい。

○：一般に開放するものになるのか。

→：一般に開放するものではない。日常時は、水やりを担当する町会の方のみ利用することを想定している。普段は、井戸を施錠するため、子ども等が利用することはできない。

→：井戸を掘る深さは、市内での事例を基に 40m 程度を想定している。

○：井戸を掘るために、どの程度の費用がかかるのか。

→：整備費については精査中であるが、現時点の見積りによると、井戸全体の整備費として 500 万円程度見込んでいる。

○：整備にあたっては入札になると思う。能登半島地震の経験を踏まえて、防災における水対策はより一層求められていると感じる。井戸の整備により、地域の防災効果が上がることを期待している。

○：井戸の汲み水は飲料用として利用できるのか。

→：飲料用としては想定していない。

○：飲料用として使用するには水質検査が必要になるだろう。また、飲み水として適さないのであれば、注意喚起が必要である。

○：水道法等の規制により、飲み水として扱うことができないのは仕方ないと思うが、濾過や煮沸をすることで飲み水として利用できるものになるのか。

→：あくまでも飲み水として利用する想定ではないが、飲み水として利用する場合の条件等については、関係課に確認したい。

- ：町会として低木やグランドカバーを管理するにあたり、防災井戸の水を活用できる案としてから提案いただいている。能登半島地震では、手を洗う水もないという状況もみられるため、防災井戸の水は、飲み水以外にも幅広く活用できるのではないかな。
- ：能登半島地震では、トイレの水洗用の水も不足していると聞いている。この防災井戸は、トイレの水洗用としても扱えるので、機能としては十分ではないかな。
- ：有事の際に飲み水として利用することで、二次被害を出すことは防ぎたい。水の取り扱いについては、関係課に確認してみる。
- ：井戸は手動で動かすのか。
- ：手動である。
- ：有事の際は、電気、ガスが無い状況も想定されるので、手動が良いと思う。また、水質については、実際に汲めるようになってから調査するほかないと思う。

【(3) 当地区の交通規制のあり方】

- ：当地区の交通規制のあり方については、この協議会で話すことではないと考えている。
- ：当協議会は、本来、密集市街地の改善について話し合う会として始まったと認識しており、交通規制に関する検討は協議会としてなじまないと考えている。また、本日の説明によると、当協議会に関わる3町会だけではなく、近隣町会も含めて話し合うことが必要であり、この協議会のみで話し合うことは難しいのではないかと考える。
- ：市主導で既存の交通規制の変更をすることは難しいということだが、地域住民だけで合意形成を図ることについて、市としてどのように関わるのか。
- ：市として「こうしたい」と主導するのは馴染まないという主旨であるが、サポートは可能と考えている
- ：地域からの合意を得るために、説明をする母体は市ではないということか。
- ：そうである。
- ：他地区で交通規制を解除された実績があると思うが、そこでは市が話し合いの場を設定し、地域の方が説明等を担っているのか。
- ：一般的に、町会から警察へ要望することが挙げられる。市が密集事業における道路整備に関わっている新設区間の交通規制は、市として検討する必要があると考えている。一方、既存の道路については、計画の位置付けがなく、市として主導することは難しいという主旨である。
- ：交通規制の解除に関する合意形成について、どのようなステップで進めていく必要があるのか。それも協議会で話し合うのか。
- ：これまでに、芝中央通りの側道を平らにすることについて、協議会の意見として市に要望していたと認識している。
- ：その件は、芝神戸町会からの要望として出していたと認識している。
- ：この会の中で意見を出し合ってきたと認識している。芝銀座通りの水が出ることも意見させていただき、市に対応していただいた。
- ：当件については、協議会の提案としてではなく、会員個人からのご意見として伺っている。その後、事務局が関係課と調整し、対応させていただいた。協議会で議論することと、町会として取りまとめるものは切り離して考えるのが望ましい。
- ：この協議会で意見を取りまとめることが難しいのであれば、何のために会があるのか。

- ：あくまでも当地区の交通規制のあり方に関しては、協議会で意見交換するテーマとしては馴染まないということである。
- ：これまで、防災のためのまちづくりについて意見交換をしてきたが、それについては変わらない。
- ：主要区画道路 6・7 号の整備にあたり、区間 D は従前のおり相互通行としている。区間 A、C の交通規制についてはどのように整理されているか、改めて教えてほしい。
- ：平成 28 年度の「主要区画道路 6・7 号のつくり方検討」を踏まえると、区間 A については、一方通行とすること、区間 C については要検討という方向性である。本日は、それを踏まえつつ、芝樋ノ爪小学校の意見を聞いたうえで提案している。
- ：区間 C も相互通行にしていきたい。県道とトライアングルになっている区間の中で、抜け道として選択肢が増えると良い。また、主要区画道路 6 号の緑地が整備される区間も相互通行にしていきたい。区間 A、C の間の民地を歩行者が移動している様子がみられる。また、当該区間の信号機の増設を希望する。
- ：区間 C を相互通行とすると、蕨駅に向かう車の通行量が増え、危険だと感じるため、交通規制については現状維持が良い。
- ：陸橋の入り口が混むので危険であると感じている。
- ：蕨陸橋東交差点については、車両の混雑がひどかったため、県道蕨桜町線から右折して芝中央通りに流入することを禁止とした経緯がある。
- ：利便性を考えると相互通行がベターだが、安全性を考えると一方通行が良い。一方通行であることで安全性が担保されている。
- ：区間 C は、子どもがよく通行するので、一方通行が良い。
- ：安全性が優先されるべきである。区間 C は一方通行が良い。主要区画道路 6 号の緑地が整備される区間は、従前のおり相互通行が良いのではないか。
- ：相互通行だと安全性の確保が難しいということだが、路面の舗装を工夫することで、スピード抑制対策を施すことは可能ではないか。
- ：路面の舗装を凹凸にするなど工夫すること、スピード抑制に効果はあるが、近隣への騒音に繋がるという課題もあり、近年は積極的に採用することはしていない。
- ：区間 C に歩道は整備されるのか。
- ：当街区間には路側帯を設けることになる。歩道とは、歩行空間が幅員 2.0m 以上確保され、かつガードレールや歩車道境界ブロックで車道と区切られている空間を指す。路側帯は、ガードレール等を設けず、白線のみで歩行空間と車道を分ける。交通量が多くならなければ、歩道の整備までは必要ないと考えている。
- ：区間 A の新設区間はガードレールが設置されるのか。
- ：そのとおりである。また、芝樋ノ爪小学校東方の南北方向の水路もガードレールが設置されているため、歩行者が安全に通行できるだろう。
- ：区間 C の途中から北上する一方通行の道路は、宅配業者も迷うほど複雑である。また、陸橋付近の交通規制も同様に複雑であり、区間 C を相互通行としたい。
- ：下校時間など、子どもが通学路としてよく利用している状況である。その実態を踏まえると一方通行を維持した方が良いのではないか。
- ：区間 B は、自転車歩行者専用道路の規制を外すということだが、具体の交通規制については、

これから検討するのか。

→：そうである。

○：主要区画道路の2路線は市街地整備室として検討するということだが、周りの道路についても、主要区画道路の整備に合わせて地域と一体で交通規制について議論しないと意味がないと思う。地域との話し合いはどのような進め方で進めるつもりだったのか。

→：つくり方意見集を踏まえて検討しているので、協議会の意見を参考に進めている。市街地整備室としては、新たに整備する路線の状況に応じて当該路線の交通規制について話し合っていきたい。

○：仮に協議会の意見がまとまったとして、地域の合意形成をどのように進めていくのかを伺いたい。

→：交通規制を変更しない区間に関して、説明会等を開催するつもりはない。区間Bについては、自転車歩行者専用道の規制を外すとしているが、整備ができた一部の区間のみ規制を外すことは現実的ではない。ある程度のスパンが整備された段階で検討する必要がある。

○：「地域」とはどの範囲までを想定しているのか。また、どのように周知をして、どのように意見を取りまとめるのか。

→：警察から聞いている合意形成の対象者は、当該路線の利用者である。仮に交通規制を変更する路線があれば、当該路線の周囲に広く周知して、説明会を開くことが考えられる。その区域については、定義が明確に決まっているわけではない。

○：樋ノ爪お山の公園の検討時には、近隣の方にも検討会に出ていただき、意見を取りまとめてきた。

→：交通規制の解除についても、説明会のほか、検討会を別途立ち上げる方法もあると思う。ただ、当協議会だけではなく、周辺の町会にも話が及ぶことになる。

○：主要区画道路6号の区間Aと区間Bそれぞれの用地買収状況について教えて欲しい。

→：区間Bについては、用地買収に対して難色を示している方もいるが、毎年継続して、ヒアリングを実施し、用地買収の協力願いをしているところである。なお、まだ見通しはたっていない。

○：区間Bについては今後の進捗に応じて検討するということだが、区間Cについては、交通利便性に関する意見があったことも踏まえつつ、安全性を考慮して、一方通行として検討を進めてよろしいか。

○：区間Dから県道大間木蔵線に進入する部分について、右左折時の見通しを良くするために、仮設のミラー、将来的に信号を設置いただきたい。また、県道よりも幅員が広く感じるため、主要区画道路7号の方が優先だと考える方も出てくるのではないか。

→：当該意見については、昨年度からいただいているものであり、現地を一緒に確認させていただき、特段の課題は無かったと認識している。また改めて確認させてほしい。

○：交通規制の提案内容は良いものだった。先の意見も貴重である。協議会は意見を述べる場である。合意形成については、説明会や、検討会などの方法があるということで、参考になる意見が出された。ただし、歩行者利用者、車利用者によって、立場が異なるため、意見聴取にあたっては、様々な立場の方の意見を公平に伺うような配慮が必要である。当地区の交通規制のあり方については、これから議論が必要と考えている。

【(4)狭あい道路について】

○：モデル事業が採用された場合、当地区は何かの対象になるのか。

→：当モデル事業は、まずは情報整備を行う段階となる。どのような結論になるのかまでは分からない。

○：道路中心から2 m後退することは建築基準法で位置づけられている。緊急車両の通行を考慮すると、幅員4 mの確保は重要である。地域の安全性を確保するためには、狭あい道路の整備は重要だと考える。

○：道路が整備されても電柱が移設されていない区間があり、今後は、道路の整備に合わせて適切な位置に電柱を移していただきたい。

→：電柱は1本単位で移設することが難しく、ある程度の区間が整備された段階でまとめて移設する必要がある。

○：市内の一部では無電柱化が進んでいるが、当地区では進んでいない。

→：無電柱化については、市の無電柱化推進計画で位置づけられている優先路線を対象に整備を進めているところである。

○：コストが相当かかるものであり、難しいことは認識している。また、川口市域は広く、地域によっても要望が異なってくるだろう。

3) その他

その他の事項について、以下のとおり意見交換を行った。

○：これまでの協議会では、意義のあることを意見交換できたと思っているが、せっかく意見をしても意味がないのであれば、協議会をやめたいと考えている。仕事の休みを無駄にして出てくるほど価値があったのか。

→：いただいたご意見を受け止めつつ、これからも皆さんと意見交換を交わしながらより良いまちづくりを進めていきたいと考えている。これからもぜひ出席を願いたい。

4) 閉会

・次回協議会の開催予定は、7月頃となる。日程等については、会長、副会長とで調整する。

以上